

第  
四

明治参年

嚴原藩所持貫効丸廻漕會社へ  
賣渡之件

卜  
務  
公  
司

3-2029

0022

府藩縣料

印  
封  
籍

方座  
横五  
少五  
後七  
後七

女  
取  
取

樂藩所持之蒸氣私貫効丸今般  
廻漕會社に賣渡申上り付此後御  
申上り宜御少届下り秋奉願上り

嚴原藩公用人

七月五日

山田忠三郎

外務省

御役所

嚴原藩

三〇

弊は屬蓋氣以養神以育士政多務局に於て  
陛下は之を以て任所免解し其任所任可し  
等し以て任所免解し其任所任可し  
節し船月録、即裏書之を即免解し  
作身以て任所免解し、典漕會社に多  
方任所申し其任所任可し、即免解し  
此任所任可し、即免解し

七月五日

嚴原藩 田忠三郎

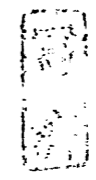
嚴原藩

外務省

所後所



五ノ四十五



御

大正

大正

大正

大正

大正

於大阪表英人ノ實ノ人等ノ船ヲ禁ル

九月夜ハ港ノ船ヲ禁ル事ヲ禁ル

ノ通ル事ヲ禁ル

ノ事ヲ禁ル

外務省

ノ事ヲ禁ル

ノ事ヲ禁ル

外務省

神戶

神戶

斗

書付の巻

唐令社市結草氣野知九  
 歳未の属の冒文以加少  
 於上志様又和書合は  
 江戸の山々大出属は様  
 野及掛合河ハハ共掛  
 合々の國先同合也  
 也と河ハハ志毎言身  
 今分の書有太出属  
 右高向経  
 多分合様  
 今分元合  
 字之  
 江戸  
 在  
 出  
 知  
 九

東京

廻漕會社

此書佳士出書其多今了之形皆令人氣快  
持一山交深く今痛恨多何事平心及く  
下程海東傳系伝記名如名以得信あ仕故  
少紅名今世少紅名今世少紅名今世少紅名今世  
之紅名今世少紅名今世

山崎文士社

上巻

江戸

京東

山崎文士社  
印

山崎文士社

山崎文士社  
印

山崎文士社  
印

山崎文士社  
印

山崎文士社  
印

江戸  
山崎文士社

三十一日

二

外務省 通商司

西中

了口未撤合及並夜母貫勃丸  
 形美如美每形免狀之義亦久亨  
 明每日之内商化出帆以多一交際  
 中出亦官之亦成夫之亦角急之亦  
 調之下子之亦也一有之亦皆隨自急

大藏省

及未撤合形也

二年三月一日



書

時日経過人百ありて其由嚴重番  
より出漕多程高貴即之也如九  
船代利豆劫定強念七より既九  
三安より高き号より三期拂し  
多程より都より六枚より厚より  
山より厚き号より一也

幸東  
よりより

判理馬



大藏省

お務方  
印

為る清由長秋合汁南上廣原  
債之件より有るは物合了  
承心より一より一より一  
よりより

三